

## 訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚労省令第37号第8条に基づいて当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者名	一般社団法人 高知市医師会
代表者名	会長 船井 守
事業者住所	高知市丸ノ内1丁目7番45号
法人種別	一般社団法人
事業者業務の概要	医道の高揚・医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図る。 会員福祉と社会福祉を増進する学術専門団体
電話番号	088-824-8311

### 2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション土佐
所在地	土佐市高岡町甲1792-2
事業者指定番号	訪問看護 高知県 第 3903111 号
管理者名	小松 倫子
事業所業務の概要	訪問看護全般
電話番号	088-852-5904

### 3. 当事業所の事業目的及び運営方針

居宅サービス（訪問看護）として、主治医（かかりつけ医）との密接な連携のもとに療養上の世話や必要な診療補助を行うと共に、在宅福祉サービス・在宅介護サービス・保健サービスとの連携・提携を図り、高齢社会に向けての要支援者、要介護者の福祉医療の向上に資することを目的としています。

ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて安心して住みなれた居宅において日常生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し、心身の機能維持と回復を目指すことが出来るように支援いたします。

### 4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
サービス提供者	3名	3名	6名
事務職員	2名		2名

## 5. 営業日・営業時間・休業日

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ただし、上記の営業日時間外および休業日でも常時連絡・対応が可能な体制をとっています。

## 6. サービスの内容（訪問看護）

- ① 健康相談、日常生活の看護
- ② 在宅リハビリテーション
- ③ 精神・心理的な看護
- ④ 認知症の看護
- ⑤ 検査・治療促進のための看護
- ⑥ 家屋改善のアドバイス
- ⑦ 介護者の相談
- ⑧ 社会資源の使い方相談

## 7. サービスの提供地域

高知市・土佐市（この地域以外でのご希望の場合はご相談下さい。）

## 8. サービス利用料及び利用者負担

### （1）利用者負担

公的介護保険の場合は、原則として利用料の1割負担となりますが、所得に応じて自己負担割合は、2割から3割の場合もあります。

ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法をご利用の場合はお申し出下さい。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については全額自己負担となります。

#### ◆利用月の利用料金の算出法

$$\underline{1 \text{ 回の利用料} \times \text{自己負担割合} \times \text{訪問回数} + \text{下記該当加算} = \text{当月利用料}}$$

#### ◆利用料金

訪問看護サービス時間	1回の利用料 ×自己負担割合	備考
20分未満	314円	予防 303円
30分未満	471円	予防 451円
30分以上1時間未満	823円	予防 794円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	予防1,090円
医療保険（後期高齢者、健康保険）	該当保険の自己負担割合分	

\* 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）で定められた時間を基準とします。

## ◆加算料金

訪問看護サービス時間	加算	備考
早朝（午前6時～午前8時）	25%加算	
夜間（午後6時～午後10時）	25%加算	
深夜（午後10時～午前6時）	50%加算	
複数名訪問看護加算（30分未満）	254円/1回	サービス提供時間
〃（30分以上）	402円/1回	〃
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600円/月	同意、契約書による
特別管理加算（Ⅰ）	500円/月	該当利用者のみ
特別管理加算（Ⅱ）	250円/月	〃
退院時共同指導加算	600円/1回	
初回加算（Ⅰ）	350円/1回	
初回加算（Ⅱ）	300円/1回	
※長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	300円/1回	特別管理加算者のみ
看護・介護職員連携強化加算	250円/月	
ターミナルケア加算	2,500円/該当月	介護予防では該当しない
サービス提供体制強化加算	6円/1回	
遠隔死亡診断補助加算	150円/月	

## (2) 交通費

通常の実施地域の場合は、訪問看護料に含まれております。（サービス提供地域外、また医療保険の場合は、別途、交通費をいただくことになります。）

事業所から片道約2キロメートル以上・・・300円

## (3) 支払い方法

毎月中旬頃に、担当訪問看護師が前月分を請求いたします。

- ① 現金払 担当訪問看護師にお支払いください。
- ② 口座振込 当事業所の指定口座へ利用者ご本人様のお名前にてお振込をお願い致します。また、お振込手数料はご負担願います。
- ③ 口座引落 ご利用している銀行口座から振替による引落とし（ただし、一部の金融機関では、取扱の出来ない場合もございますのでご相談下さい。）また、口座引落手数料55円を、ご負担願います。

## 9. キャンセル

ご利用者の都合により予定されていたサービスの利用をキャンセル（中止）する場合は、速やかにサービス利用時間の24時間前までに当事業所までご連絡ください。24時間以内のキャンセルについては下記のキャンセル料をいただくことになりますのでご了承ください。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急時、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

連絡先（訪問看護ステーション）.....(088) 852-5904

キャンセル料	*ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	… 無 料
	*ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	… 利用料金の 10%
	*ご連絡がなかった場合	… 利用料金の 50%

## 10. サービスの提供に伴う訪問看護師

実際のサービス提供時には、数名の訪問看護師が交代してサービス提供します。

担当訪問看護師の変更

### ◆ご利用者から訪問看護師の交代の申し出

訪問看護師の交代を希望される場合には、その理由を明らかにして、交代を申し出ることが出来ます。その場合、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限りは変更に応じます。

### ◆事業所からの訪問看護師の交代

当事業所の諸般の都合により、訪問看護師を交代することがあります。その場合は、必ずご利用者及びご利用者ご家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮し、事前に了解を得ます。

## 11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長：小松倫子
-------------	---------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12. 緊急時の対応

ご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または当事業所の協力医療機関へ連絡をし、医師の指示に従います。

ご利用者の緊急連絡先に連絡をいたします。

### 1 3. サービスの提供に伴う事故などへの対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

ご利用者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するために事故防止に努めます。

- ① ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その状況に応じて緊急時の対応をとるとともに、速やかに当事業所の加入している損害賠償保険にて対応いたします。

加入保険会社：社団法人 全国訪問看護事業協会（三井住友海上火災保険株式会社）

訪問看護ステーション総合補償制度 賠償責任保険

- ② 食中毒及び感染症等で法令により、保健所等への報告が義務付けられている事由の事故  
③ その他の看護・介護等による虐待や行方不明時

### 1 4. 相談窓口、苦情対応

訪問看護サービスに関する相談・要望・苦情等は、担当訪問看護師や下記窓口までお申し出ください。

- (1) サービスに関する相談や苦情については、下記の当事業所で対応いたします。

訪問看護ステーション土佐	TEL番号	(088)852-5904
	FAX番号	(088)852-5906
	相談員(管理者)	小松 倫子
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分

- (2) 公的機関においても、苦情の申立てを受付けております。

高知市介護保険課 計画指導係	所在地	高知市本町5丁目1-45
	TEL番号	(088)823-9972
	FAX番号	(088)823-9370
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分
土佐市長寿政策課 介護保険係	所在地	土佐市高岡町甲1792-2
	TEL番号	(088)852-1124
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分
いの町役場ほけん福祉課	所在地	吾川郡いの町1700-1
	TEL番号	(088)893-3810
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分
高知県国民健康保険団体連 合会(国保連)	所在地	高知市丸ノ内2丁目6-5
	TEL番号	(088)820-8410・8411
	FAX番号	(088)820-8413
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分